

港湾労働者休憩所 指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

(申請者)
主たる事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名

大阪市港湾施設条例第22条の規定により、港湾労働者休憩所の指定管理者の指定を受けたいので、別紙の書類を添付して申請します。

担当者氏名及び連絡先	担当者氏名： 電 話 番 号： E - m a i l：
------------	------------------------------------

港湾労働者休憩所 指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

(申請者団体名称)

(代表者)

主たる事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名

(構成員)

主たる事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名

(構成員)

主たる事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名

大阪市港湾施設条例第22条の規定により、港湾労働者休憩所の指定管理者の指定を受けたいので、別紙の書類を添付して申請します。

担当者氏名及び連絡先	所 属： 担当者氏名： 電 話 番 号： E - m a i l：
------------	--

港湾労働者休憩所 指定管理者指定申請に係る誓約書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

港湾労働者休憩所の指定管理者指定申請を行うに当たり、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、港湾労働者休憩所指定管理者募集要項に定める申請資格をすべて満たしており、大阪市港湾施設条例第23条各号に該当しておらず、添付書類の内容について事実と相違ありません。
- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる事項のいずれにも該当しません。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書2に該当する事業者であると、大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書2に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は当該指導に従います。

法人等の概要

令和 年 月 日現在

名 称	(フリガナ)	
法 人 等 番 号		
法人等の所在地	〒	
申 請 団 体 名 (連合体の場合)	(フリガナ)	☐ 代表者 ☐ 構成員 (いずれかに○)
設 立 年 月 日		
従 業 員 数		
資 本 金		
主 な 業 務 内 容		
免 許 ・ 登 録		

指定管理者申請団体役員名簿

令和 年 月 日現在

申請対象施設	
--------	--

法人等名称	
主たる事務所の所在地	

役 職 名	フリガナ	性別	生年月日 (和暦表記)	住 所 (注：住居表示又は番地まで記載のこと)
	氏 名			

- 留意事項
- ・この名簿には、法人にあっては代表者のほか非常勤を含む役員及びその経営に事実上参加している者、法人格を有しない団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者全員について記入してください。
 - ・この名簿により提出いただいた個人情報は、募集要項に規定する欠格条項及び失格条項の該当の有無を確認するための照会に使用することがあり、それ以外の用途としては使用しませんので、あらかじめ御了承ください。
 - ・連合体の場合は、構成員毎に提出してください。

港湾労働者休憩所の管理運営に関する事業計画書

(申請者)

法人等の名称

代表者氏名

1 施設の管理運営

(1) 管理運営方針・手法について

(2) 平等利用の確保について

(3) 当該施設に配置される職員の体制について

(4) 危機管理・安全管理

ア 事故防止等安全対策

イ 災害等緊急時の対応

2 事業計画

(1) 事業計画（年度毎の計画についても記載すること。）（目的事業）

(2) サービス向上策（年度毎の向上策についても記載すること。）（目的事業）

(3) 利用促進策（目的事業）

(4) 利用者満足度の把握（目的事業）

(5) 自主事業案

3 施設の有効利用

他施設との連携、地域との連携、市民・関係団体との協働

4 実績、専門性等

(1) 同種施設の管理運営実績

※ 管理運営実績、受託実績

※ 当該業務の実施に関して発生した事故、事件、業務の実施に関して受けた行政処分等の有無

(2) 職員研修の実施（実績及び計画）

5 社会的責任・市の施策との整合

(1) 環境への配慮

--

(2) 就職困難者の雇用への取組み

(各種就労支援事業を活用して過去に雇用した人数等)

就労支援事業名	雇用実績者数
大阪市地域就労支援センター	名
大阪市障がい者就業・生活支援センター	名
大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援センター	名
自立支援センター舞洲	名
大阪ホームレス就業支援センター	名
その他就職困難者等の就労支援の取組み等	

(3) 個人情報保護に関する取組み

--

(4) 女性活躍促進の取組み

--

(5) 賃金・労働条件の向上に関する仕組み

港湾労働者休憩所の管理運営に関する収支計画書（○年度）

（申請者）

法人等の名称

代表者氏名

※年度毎の計画について記載すること。

		内 訳	備 考
収入合計（A）			
項			
目			
支出合計（B）			
項 目	人件費		
	事務費		
	管理費		
	光熱水費		
	修繕費	＜修繕計画額＞ 令和9年度：5,456千円 令和10年度：3,995千円 令和11年度：958千円 令和12年度：291千円 令和13年度：780千円	
	その他経費		
収支（A）－（B）			

※積算の内訳を詳細に記載すること。

1 管理経費の縮減・収支計画

(1) 収支計画

(2) 支出見込み・収入見込みの妥当性

(3) 経費縮減策

障がい者雇用状況報告書（公共職業安定所への報告義務がない事業主用）

令和 年 月 日現在

A 事業主			〒 — （電話番号）	
	主たる事業所の所在			
	ふりがな			
	名称			
	ふりがな			
	代表者役職氏名		（署名又は記名押印）	
	事業の種類		（ ）	
B 雇 用 の 状 況	区分		人数等	
	①除外率		%	
	②常用雇用労働者の数			
		（イ）常用雇用労働者の数（短時間労働者を除く）		人
		（ロ）短時間労働者の数		人
		（ハ）常用雇用労働者の数 （（イ）＋（ロ）×0.5）		人
		（ニ）法定雇用障がい者の算定の基礎となる労働者の数		人
	③常用雇用身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の数			
		（ホ）重度身体障がい者の数（短時間労働者を除く）		人
		（ヘ）重度身体障がい者以外の身体障がい者の数（短時間労働者を除く）		人
		（ト）重度身体障がい者である短時間労働者の数		人
		（チ）重度身体障がい者以外の身体障がい者である短時間労働者の数		人
		（リ）身体障がい者の数 （（ホ）×2＋（ヘ）＋（ト）＋（チ）×0.5）		人
		（ヌ）重度知的障がい者の数（短時間労働者を除く）		人
		（ル）重度知的障がい者以外の知的障がい者（短時間労働者を除く）		人
		（ヲ）重度知的障がい者である短時間労働者の数		人
		（ワ）重度知的障がい者以外の知的障がい者である短時間労働者の数		人
		（カ）知的障がい者の数 （（ヌ）×2＋（ル）＋（ヲ）＋（ワ）×0.5）		人
		（ヨ）精神障がい者の数（短時間労働者を除く）		人
		（タ）精神障がい者である短時間労働者の数		人
（レ）精神障がい者の数 （（ヨ）＋（タ）×0.5）		人		
④計（③の（リ）＋③の（カ）＋③の（レ））		人		
⑤実雇用率（④÷②（ニ）×100		%		
備考	（支社、支店、営業所、工場、事務所等の場合） 主たる事業所の所在地及び名称：			

○ **記載上の注意**

- 1 この報告書は、当該団体等に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等毎に作成すること。
- 2 ②ハ、ニ、③リ、カ、レ、④については、小数点以下第1位まで記入すること。
- 3 ⑤欄には小数点以下第3位を四捨五入した数を記入すること。
- 4 ①の除外率を事業所ごとに適用し、各事業所の④の雇用障がい者数を合計した人数を②ニの労働者を合計した人数で除した数値を事業主の雇用率とします。
- 5 連合体等での申請の場合は、それぞれの構成員毎に作成すること。

○ **雇用障がい者数の対象となる障がい者数の算定方法**

- ・重度身体障がい者、重度知的障がい者である常用雇用労働者（1人につき身体障がい者又は知的障がい者2人を雇用しているものとみなされます）
- ・重度身体障がい者、重度知的障がい者である短時間労働者（1人につき身体障がい者又は知的障がい者1人を雇用しているものとみなされます）
- ・身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である短時間労働者（それぞれ0.5人を雇用しているものとみなされます）

○ **常用雇用労働者の範囲**

- ・常用雇用労働者とは、次のように1年を超えて引き続き雇用される者（見込みを含む）をいいます。ただし、1週間の所定労働時間が20時間未満の者については、障がい者雇用率制度上の常用雇用労働者の範囲には含まれませんのでご注意ください。

イ 雇用期間の定めのない労働者

ロ 一定期間（1カ月、6カ月等）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて、事実上“イ”と同一の状態にあると認められる者

ハ 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて、事実上“イ”と同一の状態にあると認められる者

出向中の労働者は、原則としてそのものが生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱いいます。なお、いずれの事業主の労働者として取り扱うかについては、雇用保険の取り扱いを行っている事業者の労働者として取り扱って差し支えありません。

外国にある支社、支店、出張所等に勤務している労働者は、日本国内の事業所から派遣されている場合に限り、その事業主の雇用する労働者とします。したがって現地で採用している労働者は含みません。

生命保険会社の外務員等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。

いわゆる登録型の派遣労働者の場合、契約期間の多少の日数の隔たりがあっても、同一の派遣元事業主と雇用契約を更新または再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用雇用労働者に含まれる場合があります。

短時間労働者とは、常用雇用労働者の内、20時間以上30時間未満である労働者のことです。

○ **①除外率欄**

- ・主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合のみ、その率を記入してください。

○ **②ニ「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者の数」欄**

- ・②ハ「常用雇用労働者の数」欄の数に①「除外率」欄の除外率を乗じて得た数（1人未満の端数切り捨て）を、②ハ「常用雇用労働者の数」欄の数から控除した数を記入してください。

○ **③ホ「重度身体障がい者」とは**

- ・身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級又は2級とされる方及び3級の障がいを2以上重複して有する方をいいます。

○ **③へ「身体障がい者」とは**

- ・身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が3級から6級とされる方及び7級の障がいを2以上重複して有する方をいいます。

○ **③ヌ「重度知的障がい者」とは**

- ・知的障がい者のうち、知的障がいの程度が重いと判定された方。具体的には次のいずれかの場合に該当

◆療育手帳で程度が「A」とされている方

◆児童相談所、知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定区による療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書を貰っている方

◆障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより「重度知的障がい者」と判定された方（重度障害者介助等助成金、特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練の適用等に当たって行われている「知的障がいの程度が重い」範囲と同様の範囲で判定が行われます。）

○ **③ル「知的障がい者」とは**

- ・児童相談所、知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定区又は障害者の雇用の推進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより「知的障がい者」と判定された方

○ **③ヨ「精神障がい者」とは**

- ・精神保健福祉手帳の交付を受けている方

障がい者雇入れ計画書

1 障がい者の雇用計画 人数	人		
2 雇用計画の期間	雇用予定時期	人 数	
	年 月	人	
	年 月	人	
	年 月	人	
3 就業予定場所等	就業予定場所	職種名	人数
			人
			人
			人
			人
			人
4 計画を実現するための具体的な取組み			

上記のとおり障がい者の雇入れ計画については、確実に実施することとし、雇用後は速やかに報告します。

大 阪 市 長 様

令和 年 月 日

主たる事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名

港湾労働者休憩所 指定管理者指定申請に関する質問票

大阪港湾局 計画整備部 振興課 宛

(FAX : 06-6615-7789)

(E-mail: na0004@city.osaka.lg.jp)

法人等名称	
(質問事項)	
担当者氏名及び連絡先	部署名 : 担当者 : 電 話 : E-mail :

※質問事項は、簡潔に要点のみ記載すること

※質問票はFAX又はE-mailにて提出すること